島根県

～毒物劇物取扱者試験受験者の皆様へ～



令和8年4月1日より開始

手数料納付方法のご案内



島根県では、これまで申請等手数料の納付を県収入証紙にて行っていましたが、県民の皆様の利便性の向上等を考慮し、令和8年3月31日に県収入証紙の販売を中止、新たな方法により手数料の収入を行うこととなりました。

なお、県収入証紙は令和8年9月30日まで手数料の支払いに使用することが可能であり、未使用の県収入証紙は令和13年3月31日まで還付することも可能です。

【令和8年4月1日からの収入方法】

1. オンラインでの納付

・パソコンやスマートフォンからオンラインで「しまね電子申請サービス」を利用して納付

・クレジットカードのみに対応

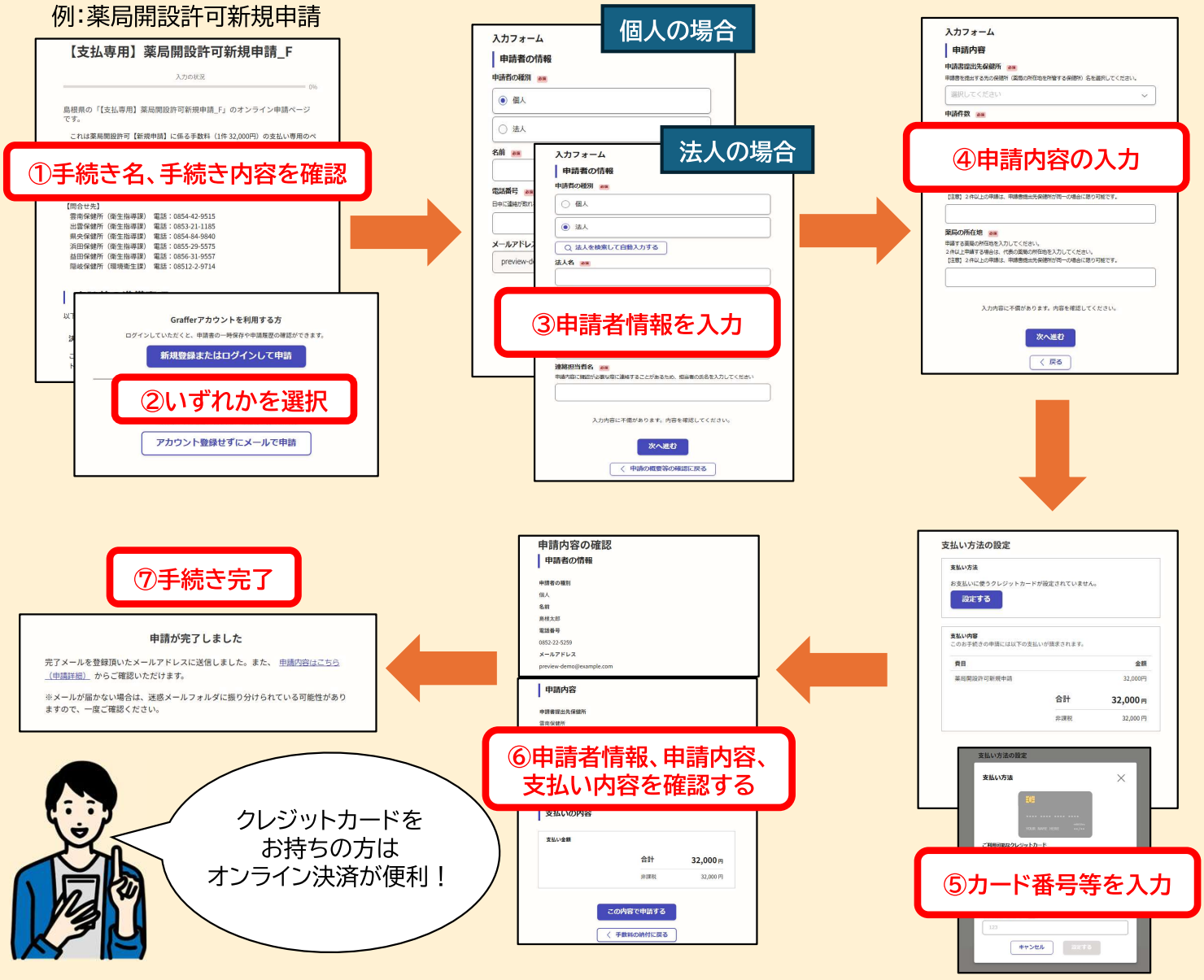
（VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club）



＜手続きの流れ＞

島根県ホームページの各種申請手続きページ内の「納付方法」に掲載されているURLをクリック、「しまね電子申請サービス」にアクセスする

例：薬局開設許可新規申請



2. 窓口でのキャッシュレス端末による納付

【注意】保健所では納付できません

・申請窓口（薬事衛生課）で以下のいずれかにより納付

①クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

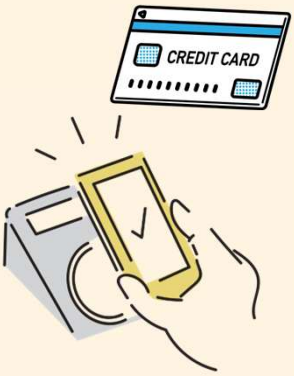
②コード決済

PayPay、楽天ペイ、d払い、auPAY、メルペイ、ゆうちょPay、
WechatPay、Alipay+（中国本土）、Alipay+（中国本土以外）

③電子マネー

・交通系電子マネー（Suica、PASMO、ICOCA、Kitaca、manaca、
toica、nimoca、SUGOCA、はやかけん）

・商用系電子マネー （WAON、nanaco、Edy、iD、QUICPay ）

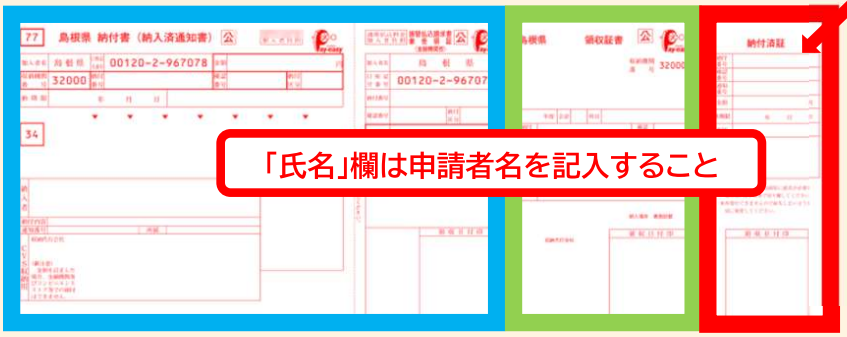


3. 銀行やコンビニでの納付書による現金納付

・納付書は申請窓口（薬事衛生課）にて直接交付、若しくは郵送により交付

・納付書を使用して、金融機関窓口やコンビニで現金により納付

・金融機関窓口やコンビニで現金納付した後、領収印が押印された納付済証を申請書等と一緒に申請窓口（薬事衛生課）に提出





＜郵送により納付書の交付を希望する場合＞

①封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験納付書請求」と朱書きし、封筒の裏面に「住所」、「氏名」を記入

②返信用封筒（返信先を明記して切手※を貼った定形外封筒）を同封
※納付書4枚までは140円。5～12枚は180円。13枚以上は要問合せ。

③申請者（※受験者）の「住所」、「氏名」、「連絡先電話番号」、「担当者名」（※受験者本人以外の方が手続きを行う場合に記載）、「手続き名」、「手数料」、及び「納付書必要枚数」を記載した書類（任意様式）を同封

④書類提出先の薬事衛生課へ郵送で請求

〔納付書請求先〕 ※申請書等書類提出先へ請求すること

納付書請求先	郵便番号	所在地	薬事関係TEL	営業関係TEL	食品関係TEL
雲南保	690-		0854-42-	0854-42-	0854-42-
出雲					
県央					
浜田					
益田					
隠岐保	0015		9714	9715	9715
島根県庁 薬事衛生課	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5259	0852-22-5264	0852-22-5264

【注意】
毒物劇物取扱者試験手数料の納付書は
島根県庁 薬事衛生課にご請求ください。
各保健所では納付書の交付は行っておりません。

【問合せ先】 島根県健康福祉部薬事衛生課 （受付時間：平日 9:00～17:00）
TEL:0852－22－5259、5264 FAX:0852－22－6041

R8.6.26作成